

## ○阿南市総合計画審議会設置条例

昭和 44 年 3 月 31 日

阿南市条例第 10 号

## (設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、阿南市の総合計画の作成及びその実施に関し重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、阿南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

## (委員)

第 3 条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

## (会長)

第 4 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成 12 年阿南市条例第 37 号）第 7 条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の 3 分の 2 以上

の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料提出の要求等)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対し、調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(審議会の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年9月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年6月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 阿南市総合計画策定に関する規程

令和2年3月12日

阿南市訓令第2号

阿南市総合計画策定に関する規程(昭和45年阿南市規程第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の全ての行政分野を対象として総合的に策定された行政運営の最上位計画を指し、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための基本的な施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に掲げた都市像を実現するために必要な施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業を体系的に定めたものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(策定方針)

第4条 市長は、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その時々地域の实情、

社会経済情勢及び財政状況等を勘案し、これらとの整合性を確保するものとする。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。

4 前3項の規定は、総合計画を変更しようとするときについて準用する。

（基本構想の策定）

第5条 基本構想は、前条に規定する策定方針に基づき、第10条で設置する阿南市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において原案を作成し、市長が阿南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問した後、議会の議決を経て、策定するものとする。

（基本計画の策定）

第6条 基本計画は、第4条に規定する策定方針及び基本構想に基づき、策定委員会において原案を作成し、市長が審議会に諮問した後、策定するものとする。

（実施計画の策定）

第7条 実施計画は、基本計画に基づき、策定委員会において原案を作成し、市長が策定するものとする。

（総合計画の公表）

第8条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（総合計画と市政の各分野における計画との整合）

第9条 市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画は、総合計画と整合性のとれたものでなければならない。

（策定委員会の設置）

第10条 総合計画の原案を作成するため、策定委員会を置く。

(策定委員会の所掌事務)

第11条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の原案の策定に関する事。
- (2) 基本計画の原案の策定に関する事。
- (3) 実施計画の原案の策定に関する事。
- (4) 総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理する事。

(策定委員会の組織)

第12条 策定委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(策定委員会の委員の任期)

第13条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(策定委員会の会長及び副会長)

第14条 策定委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会の会議)

第15条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(策定委員会の意見の聴取等)

第16条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、策定委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(策定委員会の庶務)

第17条 策定委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(審議会への諮問)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、阿南市総合計画審議会設置条例（昭和44年阿南市条例第10号）で規定する審議会に諮問するものとする。

(1) 基本構想及び基本計画を策定しようとするとき。

(2) 基本構想及び基本計画を変更又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき。

(委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。